

第6回熊本市・植木町合併協議会会議録

日 時 平成21年4月20日（月）
会 場 植木町生涯学習センター 2階「多目的ホール」

開会時間 10時00分
終了時間 12時50分

○ 出席委員等（29名）

会 長	幸 山 政 史			
副会長	藤 井 修 一			
委 員	西 島 喜 義	金 山 武 史	竹 原 孝 昭	
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	高 田 嗣 人	
	森 勢 剛	小佐井 賀瑞宜	恵 口 健 一	
	植 村 米 子	今 井 洋 介	森 日 出 輝	
	西 山 喬	坂 田 弘 實	増 藤 敏 子	
	北 田 美 佳	堀 義 徳	吉 本 征 子	
	古 田 均	前 田 道 弘	緒 續 和 廣	
	角 毅 四 郎	富 吉 孝 介	服 部 澄 子	
	矢 壁 輝 光	植木野 史 貴	松 葉 成 正	

○ 欠席委員等（1名）

荒 尾 信

○ 幹 事 （4名）

寺 本 敬 司 竹 下 正 博 緒 方 哲 郎 緒 續 幸 弘

第6回熊本市・植木町合併協議会次第

日時：平成21年4月20日（月）10：00～

場所：植木町生涯学習センター 2階「多目的ホール」

1 開 会

2 会長挨拶 幸山 政史 熊本市長

3 委員紹介

4 議 事

[報 告]

議員専門部会からの報告

[協 議]

(1) 前回提案

協議第 7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて（その1）

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第16号 総務関係事業について（その2）

協議第21号 環境保全関係事業について（その2）

協議第22号 経済振興関係事業について（その1-1）（その2）

協議第23号 都市建設関係事業について（その2）

協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について（その1）

(2) 今回提案

協議第 2号 合併の期日について（その2）

協議第 5号 財産及び債務の取扱いについて

協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて（その2）

協議第11号 合併市町村基本計画（素案）について

協議第13号 使用料・手数料の取扱いについて

協議第14号 公共的団体等の取扱いについて

協議第15号 補助金・交付金等の取扱いについて

協議第16号 総務関係事業について（その3）

協議第20号 子ども未来関係事業について（その2）

協議第22号 経済振興関係事業について（その3）

協議第23号 都市建設関係事業について（その3）

協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について（その2）

5 その他

6 閉 会 藤井 修一 植木町長

司会者

第6回熊本市・植木町合併協議会を始めさせていただきます。皆様方にはご多忙の中、ご出席いただきまして大変有り難うございます。

ここで本日配布しております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会次第」「席次表及び出席者名簿」それから冊子で「第6回合併協議会資料」「新市基本計画（素案）」以上の4種類の資料を用意しております。不足等がございましたら事務局のほうまでお申し出下さい。

(資料確認)

司会者

ご確認有り難うございました。それでは、お手元に配布しております「会次第」に従いまして進めさせていただきます。よろしくお願い致します。

それではまず、本協議会会長であります幸山熊本市長がご挨拶申し上げます。

幸山会長

皆さんおはようございます。それでは、第6回目の協議会開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。まずは、委員の皆様方には大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。誠に有り難うございます。また、本日からでございますけれども、後ほど自己紹介と申しますかしていただくこととなりますけれども、県の市町村総室長の植木野総室長さんにも新たに委員として加わっていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。さて、この協議会でございますけれども、今回で6回目を数えることになったわけでございますが、おかげをもちましてこれまで順調に協議を重ねることが出来ております。これもひとえにご理解とご協力の賜物と心から改めて感謝を申し上げます。さて、4月に入りまして合併特例法の期限まで残り1年をきったわけでございますけれども、この合併協議はいよいよ大詰めを迎えております。そのような中でこの合併協議でございますけれども、これまでに27の協議項目のうち10の協議項目につきましては審議が終了致しております。仮に本日の協議が無事に終了したと致しますと、さらに4つの協議項目について終了とする予定となっております。残りの13協議項目につきましてもこのうち12の協議項目につきましては本日提案をさせていただくということになっておりますので、本日の審議状況等も見極めました上での判断になろうかとは、考えておりますけれども、来月あと1回の協議会で一応の区切りを付けさせていただければと、考えているところもございます。昨年12月26日に第1回目の合併協議会を開催させていただきましたから、この4ヶ月間両市町の制度を比較し、そして合併後の調整方針につきまして協議を行っていただいたところでございます。時には調整に苦労したものもございりますが、出来る限り新市

としての一体性を確保いたしますと共に住民生活に影響を与えないように皆様方のご意見を踏まえまして一つ一つ丁寧に協議を重ね解決してまいりました。こうしたこれまでの取り組みを踏まえまして植木町さんにおかれましては本日からこれまでの協議の中間報告を行うために住民説明会を開催されると伺っております。住民の皆様方にさらに合併に対するご理解を深めていただけるのではないかと大変期待を致している次第でございます。本日は、合併後の10年間植木町区域でどのようなまちづくりを行っていくかというものを示させていただきます「新市基本計画（素案）」につきましても提案させていただくこととなっております。住民の皆様方のもっとも関心の高いものの一つではないかと考えております。本日の内容も大変盛りだくさんとなっておりますが、熊本市及び植木町双方にとりましてより良き方向性を導きだせますように各委員の皆様方におかれましては本日におきましても忌憚のないご意見をいただきますようになにとぞよろしくお願い申し上げます。冒頭にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会者

それでは、ここで4月の人事異動により委員の交代がっておりますので、ご紹介をさせていただきます。お名前をお呼び致しますのでご起立の上一言お言葉をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、熊本県市町村総室長の植木野史貴様でございます。

植木野委員

植木野でございます。よろしくお願い致します。

司会者

有り難うございました。続きまして、植木町農業委員会の委員改選に伴い前田委員が植木町農業委員会会長にご就任されております。前田委員には引き続き本協議会の委員をお引き受けいただいておりますのでご報告を申し上げます。また、熊本市の4月の人事異動に伴いまして執行部の交代がっておりますので、ご紹介を致します。寺崎副市長でございます、総務省からおいでになっております。續企画財政局長でございます。本協議会の幹事でもございます。

それでは、これより次第4「議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては協議会規約第10条第2項により「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これより先の進行を幸山会長にお願い致します。

幸山会長

それでは規約に従いまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

上げます。それでは早速でございますが、まず「委員の出席数」についてであります、本日は熊本市側の荒尾委員さんのほうから欠席の報告を受けておりますが、他の委員におかれましては全員出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の「定足数」を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、「会議録署名委員の指名」を行わせていただきます。「会議録署名委員の指名」につきましては熊本市・植木町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして「議長が指名すること」となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。本日は熊本市側からは上村委員さん、そして植木町からは古田委員さんをお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、「議事」に入らせていただきます。最初に「報告」でございます。この「報告」につきましては議員専門部会における審議の経過報告であります。それでは事務局からの説明をお願い致します。

事務局

おはようございます。それでは、お許しをいただきまして座って説明をさせていただきたいと思っております。それでは熊本市・植木町合併協議会冊子の3ページをお開きいただきたいと思っております。「議員専門部会における審議の経過及び結果について」でございます。次のページ、4ページをお開き下さい。第4回議員専門部会報告書、4月13日に10時から開催をしていただきまして、委員16名中15名の出席でございました。「1. 審議の状況について」第4回熊本市・植木町合併協議会議員専門部会では付託を受けた事項のうち協議第2号及び協議第8号の審議を行い下記の通り承認された。また、協議第11号について事務局からの説明を受けた。「(1) 協議第2号 合併の期日について」合併の期日については平成22年3月23日とする。「(2) 協議第8号 地域自治組織等の取り扱いについて」植木町合併特例区規約(案)について原案のとおり承認する。「(3) 協議第11号 合併市町村基本計画について」合併市町村基本計画(素案)については事務局から説明を受けそれぞれ持ち帰って検討を行うこととなった。2. についてはこれまでの進捗状況でございます。以上でございます。

幸山会長

はい、それでは只今事務局から説明のありました議員専門部会からの報告につきまして何か皆様方からご質問等はありませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

特にございませんでしょうか。それではないようでありますので以上で「報告」につき

ましては終わらせていただきます。

続きまして、「協議」となっておりますが、協議に入らせていただきます前に前回の協議会でいくつかのご質問をいただいておりますので、まずはその件につきまして事務局からの回答をお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

はい、それでは前回の質問で小佐井委員・緒續委員から「中心市街地活性化基本計画の認定について」ということでご質問をいただいております。前々回から委員の方から「1つの市で2つの中心市街地の計画の認定が可能かどうか」というご質問があった件について、事務局からの回答をさせていただきたいと思っております。「同じ市町村で2つの地区を認定できるか」という点ですが、前回原課がお示ししたとおり原則的には1市町村1区域の認定ということではございますが、「合併市町村・政令指定都市など歴史的経緯がある場合などについては同一の市町村内にあっても地域の実情により複数存在する場合も考えられる」ということが内閣府の出している中心市街地活性化基本計画の申請マニュアルに記載されているところでございます。現実的にも北九州市や静岡市の例をお話したところでございます。この同一の市町村内にあっても地域の実情により複数存在する場合という部分について、今回の植木町の申請がどうかという点については、当然個別具体的な個々の実情に応じた判断がなされるということになります。なお一般論として1つの市町村に1つの計画という基準がございますので、その前提の中で植木町が現在計画策定について着々と準備を進めておられるということから、前々回から申し上げていることではございますが、「植木町の間には計画認定をしておいていただく」ということが最善の策であるかと思われま

次に、富吉委員からご質問のありました「保育園の民営化」についてでございます。まず、熊本市における公立保育園の民営化については、平成19年度に寺原保育園、平成20年度に水前寺保育園を民営化し、地域の子育て支援の充実強化に取り組んできたところでございます。行財政改革計画の実施プログラムとしましても、まずはこの「移管条件遵守事項の審査及び第三者評価による検証をおこなった上で、今後の民営化・統廃合の可能性について検討すること」としております。植木町における民営化につきましては、植木町立保育園運営審議会において植木町における保育園環境と町立保育園のあり方として報告されていると認識しております。今後につきましては、それらも踏まえながら総合的に検討しなければならないと考えているところでございます。

次の質問でございます。小佐井委員からございました「熊本市の地域医療・救急体制の現状と課題について」でございます。まず、地域医療の現状でございますが、熊本市には熊本大学付属病院や国立病院など大きな公的病院が多く、病院などの医療施設なども1,000施設以上あります。また、医師や看護師などの医療従事者数も全国平均を大きく上回っており、医療資源に恵まれた地域であると認識しております。今後も熊本市及び

近隣の方々が安心して医療機関を受診していただける体制を維持してまいりたいと考えております。次に「救急医療体制について」でございますが、熊本市には24時間いつでも受診できる急患センター・本荘の医師会病院、熊本赤十字病院がございます。また、救急車を受け入れる病院についても国立病院や市民病院などの大きな公的病院が多数あることから他県で問題となっているような受け入れ拒否による症状悪化、俗にいいますところのたらいまわしなどの問題は発生をしております。しかし、救急搬送患者の急激な増加や拠点病院への患者が集中するなどの課題もみられることから、県と連携して有効な対応策を検討しているところでございます。また、新生児医療につきましては、NICUの不足による妊産婦の県外搬送が続いており、市民病院にNICUを3床増床し、その充実を図ることとしております。なお、現在の植木町の救急搬送は、本人や家族が熊本市の救急病院を希望しても一旦は鹿本医療圏の救急病院に搬送され、そこの医師の判断で熊本市内の病院に搬送されることになっております。合併により同一の救急医療圏になれば、直接熊本市内の病院へ搬送が可能になることと思っております。

次の質問でございますけれども、富吉委員から「教育への細かい対応について」ということでご質問いただいております。現在植木町が行っておられるような教育への細かい対応が合併後も出来るのかというご質問であったところですが、この件に関しましては補足をさせていただきます。この法定協議会には提案をされておられませんけれども、現在植木町において実施されている授業力向上支援員の派遣事業これは学校教育指導員1名を各学校に毎月2ないし3回派遣し、授業の支援を行っておられる事業でございます。この事業は熊本市でも行っておるところですが、派遣回数等において植木町の制度が充実しているため、5年間の経過措置を設けることとしております。また植木町においては英語の授業に力を入れておられることから、英語指導助手ALTの配置については当分の間植木町の英語教育計画に配慮して配置することとし、小学校の英語活動推進事業については、モデル的な事業として合併後も継続することで第4回協議会においてご承認をいただいたところでございます。一方熊本市が独自に実施している少人数学級（小学校3年・4年・中学校1年）や基礎学力の定着を計るための学びノートの配布、各分野で活躍している人を講師として招聘し、子ども達に夢や感動を与える感性を磨く教育の推進などについても新市の事業として取り入れていくこととしおります。このように植木町の独自の制度については一定期間継続しながら、更なる教育の充実を図っていきたいと考えております。また、「合併により細かな対応が出来なくなるのではないか」というご心配についても住民の皆様の声を大事にし、きめ細かな対応・身近な対応を検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今事務局のほうから前回の質問事項についての回答をさせていただいたところでございますが、只今の「回答」につきまして何かご意見・ご質問等ございますでしょうか

か。

はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

分かる範囲で結構でございますので、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。病院関係のことでございますけれども、医療現場を見たところでの質問ということでご理解いただければと思います。先般国立病院等で1つ事故がございました。確か輸血関係で患者様にご不幸にも…というような事案でありましたけれども、国立病院では私が知る限りでは最近とても良くなってきたというようなことを伺っておりました。救急車の搬送ですとかそういったものも積極的に受け入れて地域医療をしっかりと市内全域・県下全域に請け負っておったと伺っておりますけれども、こういった事故が起こってくると中々尻込みするところもあるかと思えます。現実には医療現場では非常に労働環境が厳しいというようなことも聞いてまいりました。これに関しては市のほうで行政支援が云々ということではないという風には思っておりますけれども、そういったこと鑑みまして「市民病院の労働環境」というのはいかがでしょうか。どのように分析されていらっしゃるのか、市民病院としての見解をちょっといただきたいなというふうに思っております。

幸山会長

えっと、「市民病院の労働環境」というお尋ねでございますけれども…、では事務局からどうぞ。

事務局

今日、協議項目になっておりませんので、市民病院の担当者が来ておりません。ちょっとお答え出来ないのです、次回で。

幸山会長

これも次回報告をさせていただきたいというふうに思います。他に何かございますか。

はい、森委員さんどうぞ。

森委員

度々出てきております「市街地活性化事業」の認可の中身でございますけれども、先ほどの説明にもございましたように、一市一計画と。しかしながら、この合併あたりを考えると国は理解出来るであろうというような大まかな中身であったと思うわけでありまして、このことについて、まずはこの地元の商工会といえますか、まちづくり株式会社のほうで少し時間が掛かりすぎているというような状況にあると思うわけでございますけれども、商工のほうとして非常に高い関心事であるということに間違いはありませんし、

そのことを私も聞いているところでございます。そこで県のほうにお願いでございますけれども、この中身が仮に早くまとまればそれにこしたことはないのですけれども、例えば今年内とかあるいは来年3月とかというようなことになった場合に、これは例のないことかもしれませんけれども、「知事の意見書」を付けていただけるかどうか、その事についてちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

幸山会長

今のお尋ねは、これは県から委員さんは出席していただいておりますが、中々発言が、

森委員

要望として、只今申しましたような中身です。今回はお替りになったということもありますけれども、商工会の会長さんを始め何人の方が今まで質問をなさってきていることでございます。またこのことがやはり国の認可が下りないということになっては植木町にとって、商工会にとって大変なことだと思いますので、これは特例として是非国はこういうことで認可をしてくれというような、いわゆる「知事の意見書」を添付していただくということを要望しておきたいと思います。

幸山会長

どうでしょうか。次回県としての見解をいただくということでもよろしいでしょうか、この件について。

それでは大変申し訳ありませんが次回の協議会で中心市街地活性化の件に対する県の見解というものをお示しいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

他、ございますでしょうか。

(無言)

幸山会長

それでは、他にご質問等ないようであれば「協議」のほうに入らせていただきます。「協議」については、まず「前回提案」分につきましてこれまで同様お諮りをさせていただきます。前回提案の協議第7号から第27号までの中の9協議項目につきましては前回説明を行っておりますので、承認の是非についてお諮りをさせていただきます。

それでは前回提案の協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」につきましてご審議をお願い致します。それでは事務局のほうから説明をお願い致します。

事務局

それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。協議第7号「農業委員会の委

員の定数及び任期の取扱いについて」、「農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。1. 農業委員会の委員の任期の取扱いについて、現行のとおり継続する。2. 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数の取扱いについて、現行のとおり継続する。」以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第7号につきまして何かご意見・ご質問等ありませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

特にございませんでしょうか。それでは、ご質問もないようでありますので、協議第7号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、有り難うございます。では協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて(その1)」につきまして、事務局のほうから説明をお願い致します。

事務局

15ページをお開き下さい。協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて(その1)」でございます。「合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。設置する地域自治組織は合併特例区とし、その名称は植木町とする。設置期間は合併の日から5年間とする。」以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第8号につきましてご質問・ご意見等があれば伺ってまいります、いかがでしょうか。

はい、古田委員さん。

古田委員

特例区の設置については、前回の会議の中で報酬を含めたところで事業内容や設定に対する考え方について正当性が認められるとの説明をいただいたところですが、前回の会議の翌日に熊本市で住民監査請求の件を耳に致したところです。私は未だに行政と住民との意識の差があるように感じております。また、前回の会議の中でも植木の小佐井委員のほうから住民説明会などを通じて両市町とも住民の理解を得られるような努力をしてほしいとの要望もございました。そこでこの件についてはちょうど先ほど会長の挨拶でもありましたけれども、植木町でも本日から住民説明会が始まりますので、その協議の見定めた中でもう一度意見を出し合ってから承認決定事項にさせていただくならば、と思うところでございますので、よろしくお願い致します。

幸山会長

只今、古田委員さんからご意見が出されたわけですが、事務局の方からよろしいでしょうか。

事務局

これにつきまして前回提案しているのは「合併特例区を置く」ということをまずその1で提案をさせていただいているということで、今日承認を求めるということでございます。で、報酬がどうかということと特例区を置くということは基本的には別の問題であるというふうに私共は理解しております。特例区そのものは前回も申しましたが、合併をもしした場合に植木町地域の方々のいろんなご意見が新しい市（新市）に届かなくなるというようなことを心配されることに対して対応策として法律の中で定められたものということでございまして、特例区という制度そのもの自体は非常に有効な制度であろうと、要するに植木町の代表の方々が新しい市（新市）に色々ものを言うというような権限をちゃんと持つということになるわけですから、非常に重要な制度であろうというふうなご理解をいただきたいと思っております。これはいわゆる協議の中でそういうふうな議員専門部会の中でも色々議論された結果としてこの提案をさせていただいたと、議員専門部会の中でも承認いただいたと、というようなことでございますので、それを踏まえて今日ご議論を頂きたいということでございます。

古田委員

ただ、特例区を置くということになると先程言いましたように報酬も含めて全て承認ということになるわけでしょう。この合併協議会で承認した場合は。

幸山会長

いや、そういうことではありません。

事務局

この合併協議会でご承認いただくのは「特例区を置く」ということと、特例区の協議会の規約、今日後のほうでまたご説明いたしますが、これだけでございます。報酬・その他・誰を委員に選ぶか、このような話につきましては基本的には最終的には新市の市長の権限というふうな形になりますし、報酬につきましては特例区協議会が設置されて第 1 回目の協議会の中で委員さんたちでお話いただくというふうなルールになっております、報酬につきましては、そういうふうな流れになっております。

幸山会長

ということでございますので、先程ご懸念の報酬等につきましてはこの議案とはまた異なるというような事務局からの説明でございますけれども、この件につきましては何か他の皆様方からご意見がありますでしょうか。

はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

事務局のご意見としては私も理解できないわけではございません。しかし、これは中身の問題ということではなくて、行政の一つの手法としてやはり住民に理解を得る手順として問題は無いのかなと一つ懸念を致しております。この点については時間を費やしてもということでもありますけれども、損を被ることではないと思っておりますので、ちょうど今日から私共も住民説明会が開催されます。その中でどういうご意見が出てくるのかということもありますけれども、そういった中で先程事務局がおっしゃったような形の説明を再度私共の町の執行部のほうからしっかりと各地区の説明会で住民の皆様方に説明を申し上げながら、特に今日は後の方で規約等のことも出てまいりますので、できれば私としては再度次回この件については併せて特例区設置と内容について承認ということでもいこうに差し支えないのではと思っております。できればこれは今日が承認という形になっておりますが、次回の会議で一緒に承認という形でまずは住民の皆様方の声に耳を傾けてはどうかというふうにご提案申し上げたいと思います。

幸山会長

それでは事務局からお願い致します。

事務局

再度申し上げますが、特例区の規約の中での多分ご心配なさっているのは今監査請求が出ているという報酬の問題かなと、違いますか、そうではないですか。では、中身も含めてということでしょうか、そうでもない。

幸山会長

どうぞ小佐井委員さん。

小佐井委員

中身はご説明されて正当性というのはしっかりお話をされていらっしゃいます。ただ、今日から私共は住民説明会が始まるわけでございますけれども、その中でこの点に対してやはり私共も以前から耳にいたしております。住民の皆様方が色々聞いてみたいというようなことで。さっき古田委員がおっしゃったように、やはり一般の方からすれば、この特例区設置というものについては報酬の問題だけ目が入っているわけですね。そうではないということをはっきり住民説明会の中で説明した後に、そういうことから特例区設置でいいのではないですかと、そして内容はこういう形で行きたいのですよということをおっしゃってもいっこうに差し支えないだろうというような思いで、それで申し上げているということでもあります。これがなんかどうしても今日、設置だけして内容は次にという手順の中で非常に不都合があるということであれば、それは考えなければならないかなと思いますけれども、次回これは一緒に承認されても私自身はいっこうに差し支えないのではないかと考えております。

幸山会長

差し支えないと言いますか、これまでの協議会の進め方で、この協議会で決定をした項目を中心にまた、住民説明会等に入っていただくということになろうかという風に思いますけれども。そういう中でこの合併特例区の取扱いについてだけ、その合併特例区の意義については小佐井委員さんも含めこの委員の皆様方、議員専門部会でもこれは全会一致ということだったのですかね。全会一致でご承認をいただいている。そして、合併特例区の意義については、報酬等のご懸念はあるにせよ、その意義については、ご理解いただいているものと思っております。そういう中でこれを送ることについていかがなものかなという思いを私は持っておりますが。事務局からどうぞ。

事務局

なんで2段階にしたかという、事務局からのご説明をさせていただきますと、まず設置するかしないかが決まらなると具体的にはどういう事業、まあ、今日後程ご説明致しますが特例区で行うかという議論が先へ進まないというような状況がございまして、それでまず設置をするかどうか、当然おっしゃるように報酬の問題やら、地域自治区が良いのではないかと、色んなご意見が植木町の中でもあったというふうに伺っております。まず、特例区というふうに決めていただかないと、次の段階に進めなかったという経緯がございまして、前回特例区を提案させていただいて、それで、この1ヶ月の間に特例区で、例えばどんな事業をするかということ町との間でやってきたという経緯がございまして今日

じゃあ特例区があるということであればこの提案をさせていただくという順番になっております。従いまして、後程特例区の説明をする時にもこれがある前提でご説明をさせていただかないと、ちょっと私共としては手順がちょっと違ってくるなというふうなこともございまして、よければこれを今回ご承認いただいて、その後規約をご議論いただくというふうなことを今日やっていただけたらと思っております。

幸山会長

はい、堀委員さんどうぞ。

堀委員

特例区につきましては、何ら支障はないと思います。特例区というのは今後の植木町を決めることの機関を決めたのでありまして、ありがたいことだと思います。

幸山会長

はい、副会長からございますか。

藤井副会長

地域自治組織をどの制度を採用するかということにつきましては、町議会の中でも特別委員会の中で色々と議論をいただきまして、一番予算編成権のあるこの合併特例区が植木町にとって一番いいであろうと。どうしても合併をすればその後の町がどのように変わってくるのか、そういう不安も住民にありますので、そういったものも含めてしっかりと経過措置といいますか、それがとれるような、この合併特例区が一番好ましいであろうということで、議会の中でも大方の理解をいただいて、しかも議員専門部会の中でも全会一致だと伺っているところでもございますので、これにつきましては是非本日採択をお願いしたいと思います。ただ一方で、報酬についての批判があることも承知を致しております。今夜から住民説明会もやるわけでございますが、その中でそういった批判があるとするならば、その結果というものはまた協議の中でお示しをしていきたいと思っているところでもあります。以上です。

幸山会長

はい、ただ今副会長のほうからもご発言を頂いたところでありますが、いかがでしょうか、小佐井委員さん。

小佐井委員

再三伺っていますように、内容について云々ということをお申し上げしているわけではございません。手順としてどうかということをお申し上げしているわけです。ですから、事務局がお

っしやることも理解できるのです、当然、設置して、ただ、私の周りの皆さん方、住民の皆さん方からすると逆なのですね、考え方が。「内容は何なのだ」と、「設置したとはよかばってん、内容は何なのだ」と、「じゃあこれからだ」と、「内容も解からんでお前たちは設置すつとか」と、というようなお話なのですね。ですから、併せての方が望ましいのではないのでしょうか、ということをお願いしている。ただ、会議の状況、会議の進行上差支えがあるということであれば、それは致し方ないというふうには思っております。ただ、この件については、私は住民の皆様から反感を、更に変な形で邪が入ったりとかしてはあまりよろしくないというような思いの中で申し上げたということでございます。

幸山会長

はい、事務局からどうぞ。

事務局

基本的には地域自治組織のあり方というのは植木町の将来にとってどうなのかと、どのぐらいの自治組織を持った方が、もし合併した場合の植木町にとって有効なのかと、いう視点で植木町を中心としてご議論いただくお話だろうとは思っております。その中で議員専門部会の中でご承認いただいたということもひとつございますので、それを踏まえた上で今日ご議論いただけたらというふうに思っております。

幸山会長

いろいろとご意見等もいただいているところでございますけれども、小佐井委員さんのほうからは一度送ってというようなご提案もあったところでございますけれども、このあと中身につきましても提案されるということでもございますし、私としては本日裁決を採らせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし)

幸山会長

はい、それでは他ご意見等ありませんでしょうか。それでは他ないようであれば協議第8号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

小佐井委員

裁決を採ってください。

幸山会長

それでは、協議会会議運営規定第 5 条の規定によりまして挙手による裁決を採らせていただきたいと思います。原案に賛成の委員の皆様の挙手をお願い致します。

(挙手)

幸山会長

はい、有り難うございます。それでは賛成多数ということで協議第 8 「域自治組織等の取扱いについて (その 1)」につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第 10 号「一般職の職員の身分の取扱いについて」につきましてご審議をお願い致します。事務局からの説明お願い致します。

事務局

27 ページをお開き下さい。協議第 10 号「一般職の職員の身分の取扱いについて」、「一般職の職員の身分の取扱いについて、合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第 12 条により、全て新市の職員として引き継ぐ。職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適性化の観点から調整し、合併時に統一を図る。」以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第 10 号につきましてご質問・ご意見があれば伺ってまいります。いかがでしょうか。

(無言)

幸山会長

特にございませんでしょうか。もう少し時間とりましょうか。

幸山会長

ようございますか。それではご意見ないようでありますので、協議第 10 号については原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、有り難うございます、それでは協議第10号「一般職の職員の身分の取り扱いについて」につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第12号「一部事務組合等の取扱いについて」につきましては事務局のほうから説明をお願い致します。

事務局

33ページをお開き下さい。協議第12号「一部事務組合等の取扱いについて」。「一部事務組合等については、次のとおり取り扱うものとする。(1)山鹿植木広域行政事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、植木町域に係るごみ処理に関する事務、消防に関する事務、ふるさと市町村圏計画に関する事務及びし尿処理に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については今後協議する。(2)熊本県市町村事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。(3)熊本県後期高齢者医療広域連合については、植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。(4)植木町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。」以上でございます。

幸山会長

はい、それでは協議第12号につきましてご意見・ご質問あれば伺ってまいります。

はい、森委員さんどうぞ。

森委員

私は実は山鹿植木の広域事務組合議会の方に席をおいておりますので、どのような内容になっているかということについてお尋ねをしてみたいと思います。

一部事務組合の取り扱いについてですが、この文言によりますと、合併前日に脱退をしてそして熊本市に引き継ぐという中身になっております。ただ今事務局の方からご説明いただきましたように山鹿植木広域事務組合は4事業をやっているところでございますけれども、特に鹿央町にあるクリーンセンターの移転の問題でございます。これの耐用年数が、24年までには移転をしなければならないということで地元との制約が入っているところでございますけれども、合併をするかしないかということで広域の方も考えざるをえないということになるわけでございますが、広域の方としては次に移転するところに面積をどれだけ求めたらいいのか、或は施設はどの程度のものでいいのか、ということに問題があるわけでございますが、この点について山鹿植木広域の方との協議もあっていると思っておりますが、その中身についてよかったですらご説明をお願いしたいと思います。

幸山会長

はい、それでは、ただ今の森委員さんからのお尋ねについてはどちらから答えられますか。

はい、では担当の方からいいですか。

熊本市廃棄物計画課

廃棄物計画課でございます。クリーンセンターのごみにつきまして、植木町さんのごみに関しましては現在本市で計画しております新西部環境工場の計画の中では受け入れるということでの算定をしておりますけれども、山鹿市さんにおいては想定していないということになっている状況でございます。

幸山会長

ちょっと、事務局からお願いします。

事務局

基本的には本格的な協議というのは合併が決まってからということにはなると思いますが、正確にはですね。合併が決まった場合にどうするかという話に多分なるだろうとは思いますが、何れにしてもまず今申し上げたのは、例えばクリーンセンターをどうするかということはまだ決まっておりませんが、植木町の分のごみの量というものは熊本市の方で合併後吸収できるということでございます。ただ、鹿本全体は熊本市全域で吸収することは今のところ計画はしていないということでございますが、何れにしても合併が決まってから先方と十分に協議をさせていただくということになると思います。とにかく熊本市に引き継ぐということは結局、植木町の代わりに熊本市が広域連合なり一部事務組合に参加するということでございます。参加して一緒に話し合うということでございます。一回脱退しますが、引き継ぐということは熊本市として参加して一緒に話し合うということでございますので、一方的に脱退するという話では全くございません。従いまして、クリーンセンターの問題についてもそれ以外の他の問題についてもどうしていくかということをお互いが一番いい方法をとるように協議をしていくという形になるということでございます。

幸山会長

いかがですか。はい、森委員さんどうぞ。

森委員

それでは、要望をさせていただきたいと思っておりますけれども、先程も申しましたように24年までにはこの新しく土地を求め、そして施設の程度の問題を山鹿植木広域事務所としてはそれを検討しなければならないと。これは先だっの会議の時も話題が出ているよ

うな状況にあるわけですね。ところが、これは24年までに移転しますといういわゆる地元との誓約が入っておりますので、そのへん私が心配しておりますのは、もしも合併した場合には、用地を山鹿市がどの程度のものにしなければならないのか。合併すれば規模も小さくしなければならないという問題があると思っておりますので、このことについては十分早めに1つ山鹿広域部会との協議をやっていただいて、より良い解決をしていただくことを要望しておきます。

幸山会長

はい、それではご要望ということで事務局の方もしっかりと受け止めていただければというふうに思います。他に何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

他はございませんでしょうか。はい、他ないようでありますので協議第12号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、有り難うございます。それでは協議第12号「一部事務組合等の取り扱いについて」につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第16号「総務関係事業について(その2)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

39ページをお開き下さい。協議第16号「総務関係事業について(その2)」でございます。「1. 総務関係事業のうち植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。」以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第16号につきましてご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

特にございませんでしょうか。

(ありません)

幸山会長

はい、それでは、ご意見・ご質問等ないようでありますので協議第16号につきましては原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

有り難うございます。協議第16号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第21号「環境保全関係事業について(その2)」につきまして事務局から説明をお願い致します。

事務局

はい、45ページをお開き下さい。協議第21号「環境保全関係事業について(その2)」でございます。「環境保全関係事業のうち廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。」以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第21号についてご意見・ご質問があれば伺ってまいります。いかがでしょうか。

(無言)

幸山会長

特にございませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは、ご意見・ご質問ないようでありますので協議第21号につきましては原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、有り難うございます。それでは協議第21号「環境保全関係事業について（その2）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第22号「経済振興関係事業について（その1-1）及び（その2）」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

51ページをお開き下さい。協議第22号「経済振興関係事業について（その1-1）」でございます。「経済振興関係事業のうち中心市街地活性化対策事業について、現行のとおり継続する。」次にページ57をお開き下さい。「経済振興関係事業について（その2）」でございます。「経済振興関係事業のうち農業委員会あっせん基準について、それぞれの区域に農業委員会が設置されている間は、各農業委員会において現行のあっせん基準の設定を存続させる。」以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第22号につきましてご意見・ご質問等があれば伺ってまいります。いかがでしょうか。

（無言）

幸山会長

特にございませんでしょうか。それではご意見・ご質問等ないようでありますので、先ほど森委員さんのほうからご要望・ご質問いただいた件につきましては次回報告をいただくということで、この協議第22号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

（はい）

幸山会長

はい、有り難うございます。それでは協議第22号「経済振興関係事業について（その1-1）及び（その2）」につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第23号「都市建設関係事業について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、63ページをお開きください。協議第23号「都市建設関係事業について（その2）」でございます。「都市建設関係事業のうち土地区画整備事業について、植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行区域）については、現行制度を存続する。また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備する。」以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました協議第23号につきましてご質問・ご意見等があれば伺ってまいります。いかがでしょうか。

幸山会長

はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

協議結果の調整方針の中の総合的計画調査という調査の時期や項目についてお伺いしたいと思います。

幸山会長

はい、それでは総合的計画調査についてのお尋ねですが、担当課のほうからお願い致します。

熊本市都心活性推進課

項目についてはこれから植木町さんとの協議になってまいりますけど、実は90.8haでございます。この辺で植木町さんの地元のご意見とかそういう分をもし合併致しましたら、合併後に2年ほどかけて色々お話を聞きながら、その中で検討項目等を考えていくという。予定としましては、平成25年度位にはこの調査を行えればと思っているところでございます。やはり、ここの区域のご意見も聞かなければいけませんので、その辺を聞きながら、ということでございますので、大まかなスケジュールとしてはそういうところでございます。

幸山会長

はい、よろしゅうございますか。はい、他に何かございますでしょうか。

（ありません）

幸山会長

それでは、他ご意見・ご質問ないようでありますれば、協議第23号につきましても原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは協議第23号「都市建設関係事業について(その2)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第27号「政令指定都市移行に関する事項について(その1)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

69ページをお開き下さい。協議第27号「政令指定都市移行に関する事項について(その1)」でございます。「政令指定都市移行に伴う都市計画関係の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。(1) 合併時は、植木都市計画区域を現行のまま引き継ぎ、区域区分(線引き)は行わないものとする。合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。(2) 市街化調整区域における開発等については、地区計画制度や都市計画法第34条に基づく許可等、地域の実情に応じた適切な運用を行う。(3) 線引きと同時に集落内開発制度の適用を行う。なお、集落内開発制度の制度設計にあたっては、植木地域の集落の特性を考慮して作成する。(4) 線引きや開発制度については、住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。」以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第27号につきましてご意見・ご質問等があれば伺ってまいります、いかがでしょうか。

はい、どうぞ前田委員さん。

前田委員

ただ今説明がございましたけれども、この合併協議会において一番慎重になっているのは農家自体ではないかと思えます。その中におきましても市街化調整区域、線引きですね、それと同時に集落内開発制度、どこまで適用がなされるのかというような不安が農家には一番大きいんじゃないかと思えます。その中においてこの3番に掲げてありますように、「植木地域の集落の特性を考慮して作成する」というような項目が入っております。特性を十分考慮して線引きにあたっていただきたいと思うわけでございます。その中において地域住民の方にも図面を開示して、これだけは集落内開発制度が適用されますよというよ

うなこともお知らせすると同時に、後で色々と問題が起きないように字名あるいは地番まで入れたところのものを示していただかなければ、後でいろいろと問題が出てくるような思いもするわけでございます。その点につきましてどの程度開示できるものかお聞きしたいと思っております。

幸山会長

はい、それでは担当課の方からお願い致します。

熊本市都市計画課

都市計画課でございます。特に3番の集落内開発制度につきましてのお尋ね、字・地番までの開示というふうなお尋ねだったかと思っております。今私どもの現段階での作業と致しましては、これまで国の通達ですとか法とかそういったものに、例えば75ページに書いてございますような県の集落内開発制度の概要がございます。1から6まで基準がございますが、そういったものを導入した場合の根拠ですとか、そういったものの整理をしてきております。3月の段階でこのような県の制度に準じるような形で都市計画審議会の方に意見を聴取したりしている段階でございます。3月の段階では特に異論はございませんので、事務局、原課と致しましては、75ページの1から6に書いてありますような県の基準についてはこのような考えでいけたらと考えているところでございます。また今日から植木町の住民の方々の意見を聴取するというところでございますので、そういったものも踏まえまして、6月議会までに庁内できちっと意思決定をし、6月議会で議会の方の意見を聞くということで、そこで一定の方向性が見えてくるというふうに考えておまして、そこまで議論をしたいということで考えております。ですから、字・地番までの開示といえますのはそのような考えがきちっと決定し、ある程度方針が固まりましてご提示できるような形で作業を進めたいと考えております。

前田委員

はい、分かりました。只今ございましたように熊本県の集落開発制度の基準というものが75ページに記されているということでございますけれども、概ね50m、50以上の建築物が連たんしていることというような基準があるわけでございますけれども、植木町の特性と致しまして本当に田舎でございまして、35あるいは40という集落が多い。また隣との建築物の連たんというのが50mじゃなくして100mあるいは150mというように離れているわけでございますけれども、その点もある程度植木町の特性というのを重要視するという文言になっておりますので、緩和処置といえますか十分考慮していただきたいというふうに思います。よろしく願いしておきます。

幸山会長

はい、それでは担当課のほうからどうぞ。

熊本市都市計画課

今のご意見も踏まえまして植木町の特性といたしますのがまた委員がおっしゃる部分が強い要望だろうと思いますので、私どもはそちらのほうに十分に配慮して県の基準と同じような形で今原課としては考えているところがございますので、配慮してまいりたいと思っております。

幸山会長

はい、どうぞ他にご意見・ご質問あればお願い致します。

はい、それでは森委員さんどうぞ。

森委員

それでは1つ質問をさせていただきたいと思いますが、只今発言のありました、要望のありました中身については全く私も同じ気持ちでございます。50の中身が拡大されるというか、いうならば住民の利益になるようなことで50mが例えば70mとかあるいは50の連たんが・・・、その辺の中身あたりも拡大解釈できるのであればそういうことでいただきたいと思えます。

それからもう1つでございますけれども、私は従前の協議の場で実は今植木町には3号バイパスというのが208号から桜井にかけて貫通予定でございます。22年度までにはということできておりますけれども、従前の植木町が今やっている農振地域であれば3号の、例えば西側のことを申し上げているわけですが、バイパスの西側辺りを白地にするということの外せるというようなことになるわけでございますけれども、今度市街化調整区域になりますとこれがちょっと難しくなるのではないかなど。しかしながら、この中身については非常にこの地域の発展の要素があるというふうに私は思っているところがございますけれども、この中身について今までご説明をお聞きしますと中々該当しないという感覚なので、何か救いの手がないものかこの辺のところについてご意見をいただきたいと思えます。

幸山会長

はい、それでは今のお尋ねについては、どちらのほうから・・・。

熊本市開発計画課

3号とか208号、植木町でございますけれども、この部分が市街化調整区域に編入された場合は現在熊本市の許可基準ではこういった幹線道路沿いはドライブイン・ガソリンスタンドそういった沿道サービス施設、それから大規模な流通施設そういったものについての許可の基準がございます。しかしながら、市街化調整区域であっても農振農用地であればやはり

除外していただくということが前提になってまいります。従いまして調整区域であっても農振農用地でダメだということも熊本市でございます。例えば熊本南線は幹線道路ということで指定しておりますけれども農振農用地がかぶっておりますので許可出来ないということになっております。従いまして、農振農用地の除外のほうが先行するというふうに考えております。以上でございます。

幸山会長

事務局からお願い致します。

事務局

今日農政のほうに来ておりません。ただ、今委員がおっしゃったのは農振農用地の除外の問題だと思いますが、これは合併し政令市になるとか市街化調整区域とか白地であるとかとは別に農振農用地は県の農政のほうの許可というような問題になりますので、これは県のほうの判断ということになってくるかと思えます。ただ、今申し上げたように都市計画法の市街化調整区域であってもガソリンスタンドとか沿道サービス施設その他のものは建てられるという開発のほうの許可はございますので、市街化調整区域の問題としてはそちらのほうをご理解いただきたい。あと農振農用地のほうは農政の判断ということになるだろうと思っているところでございます。

幸山会長

よろしいですか。

それでは、古田委員さんのほうからも手が挙がっていたようですので、どうぞ。

古田委員

あの、市街化調整区域でも開発が出来ますよということではいっぱい書いてありますけれども、実態、菊陽とか益城とかちょうど境界のどこを見てみますと、中々市街化調整区域がかぶっている部分については開発がされていないというような現況ですね。こういうふうな開発が出来ますよ、出来ますよ、というようなことで住民説明会あたりをした場合、いざ開発をしようかという時出来ないとなってくるとなんか騙したような行為になりはしないかという思いですね。

幸山会長

それでは、只今のご意見については・・・。

熊本市開発計画課

委員、ご指摘のとおり市街化調整区域というのは市街化を抑制するという事で、建築物

の規制が制限されておる場所でございます。しかし、すべて建てられないということではございませんので、許可がいないもの、また許可を必要とする施設については2つ分かれておりまして、許可がいないものということで農家住宅とか農業に使用する施設（倉庫とか畜舎）それから既存建物の建て替えこういったものは許可不要ということでございまして、許可を受けることが出来るものにつきましては都市計画法の34条の1号から14号までメニューございまして、例えばコンビニの小売店舗、それから飲食店・理髪店そういったサービス業の店舗とか自動車整備工場など地域住民の日常生活に必要な施設。それから住宅の場合は、息子さんが家を建てる場合の分家住宅とか、線引き前から土地を持っていたものについては自己用住宅などが建てられるということでございまして、これらの許可の基準につきましては法律とか条例とか手引きの内容で市民の方が相談に来られる場合はそういった内容で対応しているところでございます。それから今後、集落内開発制度というのを導入致しまして今よりもやはりより幅広い許可が出来るというふうに考えております。以上でございます。

古田委員

はい、ではもう1つ。75ページでございますけれども、集落内開発制度ということで、幅員が6メートル以上の主要な道路に面していなければいけないとか適当に配置されとか書いておりますけれども、県道だったらこの部分はクリアしますけれども、植木町の町道についてはクリアしない部分があるわけです。それでも開発ができますかと。それと、排水路、排水施設が区域内で立派に設置されているところもありますけれども、植木町の場合は下水道事業が非常に不備というようなことで、こういう部分で家も建てられませんよというようなことになってきますと、非常に住民の方が迷惑をされると思いますので、1つここも説明をお願いしたいと思います。

幸山会長

幅員についてと排水路についてということでございます。

熊本市都市計画課

道路の幅員については④の中の下のほうにカッコ書きがありますけれども、県の運用におきましても幅員4m以上の道路とすることが出来ると、安全性が確保できればということで。県の基準に基づきまして指定された周辺の市町村におきましてもこのような形での指定がされているところでございます。で、熊本市においてもその運用状況を見ながら制度設計をしておりますので、そのようなことでの対応になってくるということで調整をしているところでございます。また、排水施設につきましても当然浄化槽との話があるのですけれども、個々の家につきましては合併浄化槽を側溝に流すということで県の基準でも指定をしておりますので、そこら辺を配慮しながら対応を考えていきたいと考えております。

幸山会長

よろしゅうございますか。他に何かご意見・ご質問ございますでしょうか。

小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

先般私どもの町でもですね、集落内開発制度の適用地域の地図を、シュミレーションの段階でありますけど、まず拝見させていただきました。かなり広範囲だったなと思っております。市の条例化が実現しまして緩和策によって植木の地域の皆様方それが建設規制を免れるということになるとこれは大変有り難い部分で安心されるであろうと思っておりますけれども、ある意味そうであれば、沢山適応地域が存在すること自体が、線引きをする意味がどうなのかなというような思いも致しております。これは法律で言ってしまうとしかたないのでしょうかけれども。それと、当然この制度の適用を条例化して行うということであれば植木地域だけでなく熊本市全域というようなことであろうと認識致しますけれども、そうなってきた場合、都市計画の理念からすれば少々逸脱してくるのではないのかというような思いもするわけでございます。そう考えますと、中々条例化というのが具体的に内容までしっかり詰めて早急に出来るのかどうかというのを少々懸念しております。この点についての見解をまず、いただきたいという風に思います。

幸山会長

条例化についての考え方ということではありますが、どうぞ。

熊本市都市計画課

先ほどちょっとご説明を致しましたように、私どもとしましては6月議会にまずは議会のほうにご説明をしたいと思っております。その後条文ですとか要綱作成・パブリックコメントなどを実施致しまして遅くとも12月議会までには条例化に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

幸山会長

小佐井委員さんようございますか。はい、どうぞ。

小佐井委員

熊本市全域に集落内開発制度というのを条例化して適用すれば、かなり広範囲の規模の集落が多数出現してくることが想定できるというふうに思いますけれども、そうすると基盤整備あたりですね、植木町地域もそうでございますけれども、色んな要望等もどんどん増大するだろうというふうに思います。当然、計画に伴ってやるとなれば、行政コストもかなり増

大するのではないかと思いますけれども、そういったことまで見込んだ上での基盤整備あたりの試算でありますとか、そういったものまで考えた上で今進めるということを考えていらっしゃるのかどうか。例えばこれ位進めるとなれば、基盤整備にどれくらいの費用が要しますよとかいうようなことの、そういったものはどれくらい進んでいるのか、そのあたりのことも参考にお伺いしたいと思います。

熊本市都市計画課

基盤整備等についてのご質問ですが、熊本市の集落につきましては下水道の認可区域にほとんどなっております。そこら辺のことも考慮しております。あと私道・里道の整備ですが、それにつきましては現在行っております、熊本市では。で、そこら辺で新たなというふうな部分はなるべくないような形での指定ということが出来ると考えております。じゃあ、植木町さんの場合どうかということですが、そこら辺のことを配慮しながら例えば土木事務所とかの対応等も考えながらやっていくことになると思いますけれども、基本的には集落の制度の引き方については、一応、県の基準等で決めますので、そのようやっていくことになると考えております。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

小佐井委員

「新たな指定はない」「少ない」ということで理解していいのですね。

事務局

「新たな指定は少ない」のではなくて、基本的には下水道が一番問題になります。今おっしゃいましたように。このいわゆる市街化調整区域、線引きをやるっていう時にこれ、大分昔にできた制度ですが、中々下水道が追いつかないというようなことも非常に大きな要因としてございまして、ただ熊本市の場合は今申し上げたようにほとんどの農村集落が認可区域に入ってしまったと、ということなのです。ということで、新たな投資が必要ないということでございまして、もちろん投資はありますが、この制度に引っ張られて新たな投資が起きるということではない、というふうなご説明でございまして、只今のは。それと、やはりこの制度が今導入されつつあるのは農村集落、非常に少子化という問題がございまして。これはどこもいっしょでございまして。熊本市も植木町も。これは喫緊の課題だろうということでこの制度の導入というのが今検討されているところでございまして。

幸山会長

少し補足させていただきますと、この合併協議に入ります前から熊本市の中での住民の皆

様方あるいは議会を通してのご意見も非常に強いテーマであったわけでございます。今話もありましたように熊本市域の中でも人口が急増しているところもあれば、過疎で学校でいえば複式学級になっているところもあるような中で、やはり先ほどの都市計画との理念との整合性というのはもちろん図っていく必要があるわけでございますけれども、本市としてそういう過疎地域に対してどうしていくかというような課題をもつ、そして、こういう合併協議の中で具体化していくというような状況であるわけでありますので、ご理解いただければと思います。

はい、古田委員さんどうぞ。

古田委員

あの、確認をさせていただきます。農振法では、田んぼと畑と樹園地辺りが農振地ということでかぶってくるわけでございます。里山とか山とかそういうものは農振から除外されているわけでございますけれども、市街化調整区域の場合はそういった里山・山もかぶるわけですか。

幸山会長

はい、事務局からお願いします。

事務局

はい、市街化調整区域はもう線引きで市街化されたところとそれ以外と、それ以外は全部調整区域です。山も全部。

古田委員

農振の場合は、山とか里道は雑種地ということで開発ができよったわけですね。市街化調整区域になった場合は開発が出来ないということで理解をしてよかわけですね。

幸山会長

はい、それでは担当課のほうからお願い致します。

熊本市開発計画課

先ほど申し上げましたように、市街化調整区域にはいれば里山とか含めて許可基準の34条の1号から14号まで、また許可のいらぬ果樹園の倉庫とかそういったものは建ててもらってもいいのですけれども、許可の必要なものについては34条のどれかの許可基準に該当しなければ認められないということになります。

幸山会長

はい、ようございますか。

小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

集落内開発制度と資産価値の問題についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。調整区域は土地利用の制限がございますので、そのいわゆる金融ホーム対策としてはその抵当権の設定に適さないという指導がなされております。線引きがなされると資産価値の低下を招くおそれがありますので、最悪の場合、金融機関の不良債権問題に発生することも否めないのではないかというふうにも思われますけれども、このように経済に与える悪影響等を集落内開発制度の緩和策でどれくらい救済できるのか、地価への影響と集落内開発制度との関係について詳細な説明を求めたいと思います。

さらにはこの件についてはやはり住民の生存権に関する問題でもございますので、自治権や私は広域性以上に重んじられるべき問題であろうというふうに思っております。ですから、予測の範囲を省いて出来るだけ正確な情報をいただきたいというふうに思います。

幸山会長

只今のお尋ねについてですが、地価の話まででてまいりましたけれども…。事務局のほうから答えますか。

事務局

実はまだ熊本市それは運用しておりませんので、例えば集落内開発制度がどうなるかということは、地価としての現在データは持ち合わせておりませんが、基本的には住宅としての価値は当然住宅を建てられるしかも誰でも建てられるというような場所がございます。いわゆる集落内開発制度のところはですね。ですから、住宅数値の一般的な価値というのはあるわけがございます。そこら辺のところは申し上げますが、具体的に幾らが幾らになるという話になりますと、ちょっと中々申し上げにくいのですが、例えばそうですね、植木町の熊本市に近い広住とか鏡田とか投刀塚地域で1㎡辺り5,000円から30,000円前後というようなことになっております。植木町の熊本市に近いところはそれくらい。それから、熊本市の植木町に近い市街化調整区域内硯川か四方寄とかでは1㎡あたりの基準が18,000円位ということになっているということです。宅地です。そういうふうなことでございますので、調整区域内での住宅地ということであれば、価格は現在でも大体同じ位と、熊本市の市外化調整区域の価格が市外化調整区域でない植木町と現在でも同じ位の価格であるというようなデータのデータはございます。集落内開発制度とはちょっとこれ関係ありませんが、現状で熊本市の市街化調整区域内の宅地と植木町の熊本市寄りの宅地、線引きされていない宅地、これは同程度の地価ということでございます。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。どうぞ。

小佐井委員

現在の状況ではなくて私がお伺いしたいのは金額の変動の問題であります。ですからその集落内開発制度があるからこれが大丈夫ですよと、資産価値は下がりにませんよと、というようなことがはっきり言えるのかどうか、そういう根拠があるのかどうかということです。集落内開発制度は全国的にも稀な制度だろうと思っておりますので、やはり全般的に考えるとやはり、調整区域があげ止まり、もしくは下落というのが通例であろうというふうに考えてのその心配の上での質問でございます。

幸山会長

はい、事務局からどうぞ。

事務局

全国で「稀」とおっしゃいましたけれども、かなりの大きな都市でも導入しております、近くでいうと福岡市が4、5年前にもう導入しております。そういう意味ではかなりありまして、地価の問題これは需要と供給でございます、基本的には。ですから、例えば土地によっても違います、地域というだけではございません。それから、インフラの整備の度合い、例えば下水道が通っているかないかとかいうような話とかも全部関係してまいります。水道が通っているかどうか。そういうこともございますので、地価が一概に集落内開発制度がどう市街化調整区域がどうという話ではちょっとお答えできないという状況でございます。

幸山会長

いかがでしょうか、はい、どうぞ。

小佐井委員

おっしゃる通りだろうと思えます。需要と供給の問題だろうと思えますけれども、そのいわゆる調整区域が需要と供給に影響があるというふうにみられているからこそ、これは地価のあげ止まり、さらには下落ということが通例として通っているわけでございますので、そこに対する集落内開発制度を適用した時にそこに本当に変動はないのかどうかということを確認しておきたいということでございます。

幸山会長

はい、それではどうぞ事務局から。

事務局

これはちょっと参考になるかどうか分かりませんが、「日本不動産研究所」というところが土地の価格をずっと調査しております。そこの中の話によりますと、「市街化調整区域であっても集落内開発制度などによって開発が可能であれば土地の価格は下がることはないと思う」というふうに言っておられます。「思う」が付いておりますが、「ないと思う」というふうに言っておられます。ただ、実際、誰でも土地が購入出来るわけですから、集落内開発の地域内は。ということは、一般の土地と同じで宅地として購入できるということになります。従いまして、下落をするということではなかろうというふうに思います。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。どうぞ。

小佐井委員

これは「日本不動産研究所」ですか？初めてみる組織なもので。

事務局

「財団法人日本不動産研究所」ということをございまして、熊本県の地価公示価格を毎年調査しているということをございます。

幸山会長

はい、いかがでしょう。

小佐井委員

いわゆるこれが研究されたことは1つ金融界にとってベースになると捉えてよろしいわけですか？

事務局

金融界にとってベースになるかどうかというのは、これはなんとも申し上げようがございませぬ。そういう論調があるわけではございませぬ。

幸山会長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

小佐井委員

私が心配しておりますのは、当初申し上げたように金融界のほうで、例えば銀行員さんでありますとかはつきりおっしゃいますけども、やはり「担保に適さない」というようなお話

があるわけですね。これはやはり土地が利活用が制限されるからというようなことであるわけですし、現在これを利活用して設備投資色々やってらっしゃる方がいらっしゃると、これが下がったりしたならば、いわゆる金融機関の屋台骨を揺り動かすようなことになりまして、当然個人の資産、抵当権の変更等まで起こりうる可能性も否めないという大変な心配してからのことでもあります。

幸山会長

はい、事務局からどうぞ。

事務局

あの、色々なケースがあると思いますが、まず、はっきり申し上げられるのは現在活用されている土地はそのまま活用出来ます。市街化調整区域になってもならなくても、一緒でございます。全く。ということは、価値は下がらないということでもあります。そのまま活用されます。例えば建物が建っていますね、色んなところに。そういうものについては現在のところは建て替えが可能ですので、全くそのまま活用されるということが申し上げます。それから、集落内開発制度の地域につきましては当然誰でもが購入出来るわけですから、その需要があれば当然資産価値はあるということになります。ただ、もちろん集落内開発制度の地域でも購入をしたいという人が非常にいないというような場合でありますと、それは資産価値が落ちる可能性があります。これは調整区域であるないというような問題とはまた別の問題であると思います。

幸山会長

いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

小佐井委員

建物ではなくて伺いたいのはいわゆる利活用として抵当権設定されている農地とかそういったものです。

事務局

農地は基本的には市街化調整区域とか、線引きという問題とは関係がございません。農地の価格というのは、それぞれ農地の価格・価値ということになると思います。市街化調整区域・その他の問題とはまた別だと思っております。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。

小佐井委員

では、少々議論が長くなってしまいましたけど、私の取り越し苦労ということで捉えてよろしいですか。この辺は正確に情報をいただきたいのです。

幸山会長

あの、おっしゃる正確な情報というのは何の情報でございましょうか。

小佐井委員

土地の資産価値が下がるか、下がらないかということですね。

幸山会長

土地が下がるか下がらないかの…、もう1回お答えを…。今まで答えてきたまとめとしてもう1度事務局のほうから答えてもらってよろしいですか。

事務局

何度も申し上げますが、もちろん資産価値いわゆる活用できるか否かということで多分あるだろうと、関係するだろうと、申し上げております。集落内の開発制度内の土地というのは活用出来ますので、基本的には資産価値があるというふうにいえるだろうというふうに思っております。集落内開発制度から外れた地域がどうなるかという問題でございしますが、これにつきましても、例えば34条の許可基準にあう用途で、当然、何か色んな活用をされる方にとっては価値がございしますので、許可がとれるところに関しましては当然のことながら価値があるということになると思います。だから、全体一般論としてどうなるどうなるということは中々言いにくいと。それぞれの話になっていくだろうというふうに思っております。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。

小佐井委員

はい、あのこれ以上もがくと同じ繰り返しになりそうなのでこれで止めておきたいと思えます。ただ、やはりこれは生存権に係わる心配事でありまして取り越し苦労であれば、こんな結構なことはないわけで。やはりこの点につきまして私ども責任ある立場でありますので、根深く、根深く、私どもも調査をしていかなければならないというようなことでの質問でございしますので、それは是非ご理解をいただきたいという風に思います。

幸山会長

はい、有り難うございました。他に何かご意見・ご質問ありますでしょうか。

(ありません)

幸山会長

よろしいでしょうか。それでは、他にご意見・ご質問ないようでありますので、協議第27号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは協議第27号「政令指定都市移行に関する事項について(その1)」につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議2の「今回提案分」に入らせていただきます。

幸山会長

休憩という話が・・・、そうですね、区切りとして5分程休憩をさせていただきます。40分に再開をさせていただきますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。

(休憩)

幸山会長

それでは、時間がまいりましたので再開をさせていただきます。

続きまして、協議の「今回提案分」に入らせていただきます。今回提案の協議第2号から協議第27号までの中の12協議項目につきましては、最初の協議になりますので委員の皆様にご説明を行いましたうえで、次回の協議会で承認の是非をお諮りしたいと考えております。また、協議第11号「合併市町村基本計画(素案)」につきましては、他の協議結果を踏まえて審議をお願いしたいと考えておりますので、最後に説明をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議第2号「合併の期日について(その2)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

81ページをお開き下さい。協議第2号「合併の期日について(その2)」でございます。「合併の期日は、平成22年3月23日とする。」これは、電算関係システムの統合のために時間を要するため、3連休明けの3月23日を議員専門部会で協議・決定されたところでございます。以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました協議第2号につきましてご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

(ありません)

幸山会長

特にございませんでしょうか。次に移ってもよろしいですか。

(はい)

幸山会長

続きまして、協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

83ページをお開き下さい。協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」でございます。
86ページをお開きいただけませんか。熊本市と植木町の財産に関する調書、1が土地及び建物、2が有価証券、3が出資による権利、4が債権、5が起債の取扱い、6が債務負担行為、7が基金一覧表でございます。すべてについて、「植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。」こととしております。その中でただし書きで、7の基金一覧表、植木町の一般会計、②のところの減債基金とありますが、これは債務を償還するために積み立てられたもので、熊本市が債務も引き継ぎますので、この分を除きまして、「合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。」ということでございます。以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました協議第5号につきましてご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

(ありません)

幸山会長

特にございませんでしょうか。次に移ってもよろしいですか。

(はい)

幸山会長

続きまして、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

89ページ、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」でございます。この件につきましても議員専門部会で協議・決定されたところでございます。91ページをお開きいただきたいと思います。調整方針としまして、植木町合併特例区の事務として実施するものがございます。制度比較の（1）コミュニティー関連施策、自治（地域）活動支援事業・植木町地域魅力アップ推進事業など2事業でございます。その下に（2）地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承、植木町はってん祭事業・地域農業活性化事業など11事業でございます。93ページの上まで掲載してございます。次に（3）観光振興に関連する事業、植木温泉観光振興助成事業・植木温泉納涼花火大会助成事業など4事業でございます。1番下で（4）公の施設の管理及び設置、史跡「田原坂」公園及び植木町文化ホールでございます。次のページ、95ページでございますが、先ほどご承認いただきました合併特例区についてでございます。規約についてご説明申し上げます。第1条設置、合併特例区を設ける。第2条名称、植木町。第3条設置期間、5年間。第4条合併特例区の処理する事務、只今ご説明申し上げたところでございます。第5条事務所の位置、植木町役場でございます。第6条区長の任期、2年、再任を妨げないとしております。第7条区長の権限。第8条合併特例区の協議会の構成員の選任等、1号資格要件でございます。96ページ、2号任期、2年でございます。3号再任を妨げないとしております。4号につきましては構成員の解任でございます。第9条合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等でございます。第2号について任期、第3号会長・副会長の解任についてでございます。第10条合併特例区協議会の組織及び運営でございます。1号構成員の定数を16人以内としております。2号会議は定例会及び臨時会として区長が招集するものとしております。3号会議の成立要件でございます。4号会議の議長は会長が務めるものとしております。5号構成員以外の者の出席についてでございます。6号会議の原則公開及び非公開についてでございます。7号会議の議決要件でございます。8号庶務でございます。第11条委任については合併特例区規則への委任を書いております。補足、この規則は合併の日から施行することとしております。次のページは参考までに掲載させていただいております。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第8号につきまして何かご意見・ご質問等ありませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

次に移ってもよろございますか。

(はい)

幸山会長

はい、それではご意見ご質問ないようでありますので次に移らせていただきます。

続きまして協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」につきまして事務局のほうから説明をお願い致します。

事務局

101ページをお開き下さい、協議第13号「使用料・手数料の取扱いについて」でございます。「住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。」としております。104ページをお開き下さい。これにつきましては協議会協議項目または事務局協議項目の中で承認または今回提案をさせているのを含め再掲ということで提案させていただいております。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第13号につきましてご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

特にございませんでしょうか。それでは次に移ってもよろございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」につきまして事務局からの説

明をお願い致します。

事務局

105ページをお開き下さい。協議第14号「公共的団体等の取扱いについて」でございます。「新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯・実情等を配慮しながら公共的団体等の統一に努める。」としております。

108ページをお開き下さい。これにつきましても協議会及び幹事会等でご承認をいただきましたものがございますが、合併協議会の承認事項となっておりますので、再掲でございますが提案をさせていただきます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第14号につきまして何かご意見・ご質問ありますでしょうか。

再掲ということがございますが、特にありませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは、次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

109ページをお開き下さい。協議第15号「補助金・交付金等の取扱いについて」。「両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、植木町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。」としております。112ページをお開きいただきたいと思いますと思いますが、これに関しましても、今回提案しているものもございますが、承認していただいているものもございます。これも協議項目の1項目となっておりますので、再掲でございますが提案をさせていただきます。よろしくお願い致します。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第15号につきまして何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

はい、どうぞ、坂田委員さん。

坂田委員

商工会補助金のこと載っておりますけれども、植木町は合併されてから5年間は変えないということに聞いておりますけれども、これに基づいて市に合わせるということになりまして、今熊本市は私が平成15年から今年で6年間やっておりますけれども、その間にちょうど補助金が100万円程カットされてきているわけですね。この調子でいきますと今350万円の補助金だけどいつごろに補助金が消えるのだろうかというような心配と、それから出来ることならば商工会にどんな形をもちましてですね加入される方が増えるような状況を作っていただけないかなと、これは要望でございますけれども、よろしく願います。

幸山会長

えっと、要望ということでございますので、では事務局のほうから…。

事務局

要望として承っております。

幸山会長

はい、他に何かご意見・ご質問等ありませんでしょうか。他ございませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次の協議項目に移ってもよろございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして協議第16号「総務関係事業について(その3)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

115ページをお開き下さい。協議第16号「総務関係事業について(その3)」でございます。説明につきましては120ページをお開き下さい。ここは熊本市の機構図でございます。それから121ページ、122ページに植木町行政機構図を掲載しております。それから123ページをお開きいただきたいと思っております。「事務組織及び機構について」でございます。1の基本方針、これが調整方針でございますが、「熊本市の機構に統一し、組織の

再編、見直しを行う。植木町に区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたさないようにする。」としております。2 植木総合支所（仮称）の組織・所掌事務（案）でございます。矢印の右のほうを見ていただきたいと思います。特にまちづくり部門や区画整理などを行う上で都市計画部門・子育て支援部門・上下水道部門・植木病院・合併特例区など特に設けているところがございます。その下に参考までに北部・飽田・天明・河内の各総合支所、富合総合支所の所掌事務等を掲載してございます。3 が各行政委員等の組織でございますが、「熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行うことにしているが、詳細は現在、検討を行っている。」としています。次のページ「入札事務」でございます。これにつきましては、植木町の事業者が電子入札や一般競争入札に慣れていただくため、激変緩和措置として「入札事務については、5年間現行制度を存続する。」としております。「ただし、指名参加願い及び資格審査については、熊本市の例に統一する。」ものとしてるところでございます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第16号につきましてご意見・ご質問等があれば伺ってまいります。いかがでしょうか。

どうぞ、金山委員さん。

金山委員

入札事務についてお尋ね致します。今ご説明ありましたように植木町の業者はまだ電子入札ですとか一般競争入札とかこういった仕組みに慣れていないということで、「5年間は現行制度を継続する。」という調整方針になっているわけでございますけれども、植木町はこれまで入札事務につきましては、透明性と適正な競争環境の確保というようなことを旨として進めてきております。これで一定の成果を挙げてきているわけですが、合わせて町内事業者の育成も重要な政策課題ということで捉えてこれまで進めてきております。そういった観点から質問させていただきますけれども、この「5年間は現行制度を継続する。」という調整方針になっておりますが、この内容については124ページに書いてありますように、現在植木町では指名競争入札で行っておりますけれども、この「指名競争入札制度を引き続き継続していく。」というふうに考えてよいのか。それから2点目ですが、「対象となる業者は植木町内の事業者」と考えてよいのかというこの2点につきましてまずはお尋ねをします。それからもう1つでございますが、後段の「指名参加願い及び資格審査については、熊本市の例に統一する。」とありますが、このように熊本市の制度にこの辺の審査について統一した場合、現在の植木町の事業者に対してどのような影響が考えられるのかということについてお尋ね致します。

幸山会長

はい、それでは3点についてお尋ねがありましたので、担当のほうからお願い致します。

熊本市契約検査室

まず、「5年間継続」ということで、指名だけで継続していくのかというのが1点目だったと思います。基本的にはその線をベースに調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。それから、「すべて植木町町内の事業者で指名するか」というお尋ねでございますが、適正な競争確保をするためには事業者の数というのがおのずと必要になる分がございますので、すべての業者を町内の事業者というのは若干難しい面もあるかと思いますが、指名の地域性ということについては十分配慮していく必要があるということを確認しているところでございます。それから「指名参加願いを統一した場合」ということですが、この資料の中では各事業者のランク付けというのが明確に示されておられませんけれども、私共では土木含めランク付けをしております。そうしますと、それに応じて入札指名競争に参加できる金額等の違い等も出て参りますので、そういった面では若干の影響があるものかと思っております。以上でございます。

幸山会長

はい、以上3点お答えしましたが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

金山委員

2番目の回答ですけれども、事業者について適正な競争を確保するために、一定数の業者が必要というお話がありましたけれども、現在植木町には一般の土木の業者であれば20数社おまして、その中で適正な競争がなされていると理解しているわけでございますけれども、それに加えましてそれ以外の業者も含めたところでやっていくというようなことにつきまして、私の考えとは若干異なっている部分があるかと思うのですけれども、その点についてももう一度お尋ね致します。

幸山会長

はい、どうぞ。

熊本市契約検査室

市のほうでは施工中である場合に、技術者等の数を考えてランクで何本受けることが出来るかとか色んなことを入れ込んでおります。そういった点を加味致しますと20数社このすべてがそういった条件に適合するものかどうかというような事態もおこると思いますので、そういった場合には若干追加の業者が必要になるというようなことが考えられるということで先ほど申したところでございます。

幸山会長

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

金山委員

ええと、只今の件ですけれども、ということは例えば手持ち工事がいっぱいあって、中々新しい工事にまで十分対応出来ないと考えられる場合にはそれなりに業者の方にも当然入っていただくということになるのだけれども、原則としてはまずは植木町内業者を地理的条件などを見た場合に第1として考えると、このような捉え方でよろしいのですか。

幸山会長

はい、どうぞ。

熊本市契約検査室

業者の指名という場合には地域要件も重要な要件の1つとっておりますので、そういった主旨をふまえながら指名していきたいと考えているところでございます。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。

金山委員

はい、分かりました。

幸山会長

どうぞ、他にご意見・ご質問あれば。

はい、どうぞお願い致します。

緒續委員

今の副町長に関連した要望でございます。実は一昨年(2017)の11月17日にそれぞれの商工業団体の方と合併問題について懇談会を開きました。その節、今の副町長の問題は土木関係等が主に大変強い要望がありました。地元での事業・工事発注等については是非地元(本市)に本拠地を持っている事業所をお願いをしたいと。自分達もご承知のとおり大変厳しい中に土木事業とも大変減少しているということで、これが合併等によってますます減少して自分達は生活が掛かっているということで、もう一番、7団体来ていただきまして一番強い要望は副町長が要望された問題でございました。それからもう1つは関連した事ですので、もちろんこの

地区内の需要等については、是非現状通りの地域に本拠地を持っている事業者にお願いをしたいという要望もありました。また、温泉等からも別な要望があったのですが、この商工業の方々あるいは例えば今の植木町町内から需要されていることが全くなくなるじゃないかというような心配もありましたので、これも一昨年11月だったか、総務省等から大分県等が日本で5番目に合併が進んでいると、地方にとっては非常に今のようなのが、役場等から注文があったのが全くなかったと、こういうことについては、合併等についてはいかなものかなという、総務省から、新聞等でちょっと見たことございますが、そういうことも是非先ほど市長から冒頭に挨拶があったように、やはり地域の活性化には住民の皆様により弊害がないように、お願いをしたいということに合わせて要望しておきます。特に今の副町長からの提案等については私もそういう形で、7団体の中にそれぞれ要望がありました中の一番強い要望でしたので、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

幸山会長

はい、ご要望ということで、そうした要望もふまえての調整方針でもございますので、またもう1点のことにつきましてもしっかりと受け止めさせていただきたいと考えております。

はい、高田委員さん、どうぞ。

高田委員

総合支所の件が出ておりますけど、政令市になればおのずと区役所になってくるわけでございますけれども、何年政令市になるまでに掛かるのか分かりませんが、これも要望になるかと思ひますけれども、植木の庁舎が区役所に優位性があるということで今まで協議がなされてきたわけでございますけれども、住民投票に入りましてもそういったことが一番議論になってきたわけでございます。そこで、植木に区役所が来るというような形の中で考えておられる方もかなりいるかと思うところでございます。そういった中で区割審議会の中でこれは審議される問題で、ここには出てこない問題だろうとは思ひますが、審議委員さんの選任にあたっては少し配慮をいただいたところの選任をいただくならというふうに思ひますので、これも要望ではございますがお願いをしておきたいと思ひます。

幸山会長

はい、ご要望ということでもございますし、また区役所の問題につきましても協議第27号の中でもご説明を改めてさせていただくと考えております。現時点におきましてもご要望ということで受け止めさせていただきたいという風に存じます。

どうぞ、他に協議第16号につきましてもご意見等あれば伺ひますが、いかがでしょうか。

はい、金山委員さんどうぞ。

金山委員

入札事務に少しもどるのですが、1点要望というかお願いをしておきます。先ほど3番目の質問でございました実際審査を熊本市の例に統一した場合に幾らかの影響が出てくるといってお話ありましたが、この点については申し訳ありませんが事務的な詰めが十分に行われていないところがございます、もし差し障りなければ引き続きその辺につきまして事務的に詰めさせていただいて、次回までにはこの辺につきましてももう少し明確にした上で、この会議に何かそういった方針を出させていただければ有り難いなという風に思います。

幸山会長

今のご提案については…、はい、事務局からどうぞ。

事務局

分かりました。次回までに双方で詰めさせていただいて出させていただきますと思います。

幸山会長

他にございますでしょうか、ありませんでしょうか。

次に移ってもよろございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次に移らせていただきます。

それでは続きまして協議第20号「子ども未来関係事業について（その2）」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

127ページをお開き下さい。協議第20号「子ども未来関係事業について（その2）」でございます。131ページをお開きいただきたいと思います。乳児医療費助成でございます。制度比較の自己負担のところをご覧いただきたいと思います。自己負担について植木町では現在ございません。熊本市においては医科で3歳から就学前まで、歯科において5歳から就学前まで。1医療機関ごとに1ヶ月につき500円の負担がございます。調整方針でございますが、ただし書きに書いておりますように「植木町の自己負担に関する制度につきましては当分の間現行のとおりとする。」としております。その他については「熊本市の例に統一する。」こととし、植木町で現在入院は現物給付の対象ではございませんが、合併後21,000円未満であれば熊本市の例に統一する、ということになります。以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました協議第20号につきましてご意見・ご質問あれば伺ってまいります
が、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか、次に移ってもよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次に移らせていただきます。

続きまして協議第22号「経済振興関係事業について（その3）」につきまして事務局か
らの説明をお願い致します。

事務局

133ページをお開き下さい。協議第22号「経済振興関係事業について（その3）」で
ございます。説明は137ページをお開き下さい。適正化事業及び基幹水利施設ストックマ
ネージメント事業でございます。これにつきましては1については適正化事業、熊本市のみ
でございます。次のページの（2）揚水機場、頭首工、農業用排水路等事業についてで
ございます。当事業につきましては、植木町の現況は揚水機場が約300か所位ございまして
地元で管理されているところでございます。地元管理で事業を行いますと、国・県の補助を
受けられないため、現在は植木町が事業主体となって実施をされているところでござい
ます。合併後につきましては、熊本市が事業を行い地元負担率も合併前の35%負担から14%に
軽減するというところでございます。それで前ページの137ページ調整方針でございませ
ども、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、
農業用排水路等の適正化事業については、現行のとおり引継ぎ、地元負担率は熊本市の例
による。」とするところでございます。次のページ、139ページでございませ
「農業集落排水使用料」についてでございます。これにつきましては、下水道使用料については熊本市
の例に統一すること、としてご承認をいただいているところでございます。よって、農業集
落排水についても植木町で料金体系を見直し新市に引き継ぐこととしたところでござい
ます。よって調整方針としまして「植木町においては料金体系の見直しを行い、新市に引き継
ぐ。」こととしております。次のページ140ページ「農業集落排水受益者分担金」でござ
います。これにつきましては、同じ地域の農業集落排水事業で合併前の加入者と合併後の加
入者で受益者分担金に差が出るのは相応しくないということで、調整方針として「現行制度
を継続する。」こととしております。次のページ141ページ「土地改良区運営費補助金」
でございます。これにつきましては相違点と課題のところ一番下でございませ
が、植木町土地改良区は県営事業1地区あたりの規模が小さいため、植木町全域の施設管理・運営を一元

化されておりました、それに対する補助金でございます。調整方針としましては「5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行う」ものとしております。次の142ページ、「商工会補助金」でございます。制度比較の植木町のところをご覧いただきたいと思いますが、商工振興助成事業と致しまして、植木町では商工会会員への経営改善指導員による相談指導また記帳指導・金融指導、また地域振興総合事業・商工会振興事業・金融対策事業などを行われており、また受託事業として初市やはっでん際のお化け屋敷などを行っておられるところでございます。よって調整方針としましては「5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行う」ものとしております。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第22号につきまして何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

特にありませんでしょうか。

それでは、次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして協議第23号「都市建設関係事業について（その3）」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、145ページ、協議第23号「都市建設関係事業について（その3）」でございます。説明は149ページをお開きいただきたいと思っております。市（町）営住宅使用料の算定でございます。これにつきましては熊本市の例に統一しますと制度比較の3.でございますが、立地係数は熊本市が高いため、賃料が上がることとなります。しかしながら、同じ公営住宅に住んでいて合併によって賃料が上がるのは住んでいる人にとっても理解し難いものがあるということで、合併前と同じ賃料にするため、調整方針として「熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。」としております。次のページ150ページでございます、「市道の整備（新設・改良）」でございます。この道路につきましては生活用道路でございます、そこに住んでいる方の受益者も負担をするものとの考えから寄付により市が整備をしているところでございます。しかしながら、植木町におきましてはこれまで買収により町が整備をされていることから、調整方針で「用地取得については5年間の経過措置を設定する。その後、熊

本市の例に統一する。」こととしております。以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました協議第23号につきましてご意見・ご質問はございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

次に移ってもよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは、次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして、協議第27号「政令指定都市移行に関する事項について(その2)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

ページ、151ページをお開き下さい。協議第27号「政令指定都市移行に関する事項について(その2)」でございます。説明はページ153をお開き下さい。政令指定都市移行時の区役所の設置について、1. 区制の概要でございますが、最後の3行にまとめてございます。「市域を適切に区画することにより、日常生活により密着した行政サービスを提供するとともに、市、行政と住民との距離をより短くし、区域の実状に応じたきめ細やかな施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めること」としております。2. 区役所の位置の決定までの流れでございますが、枠組の中をご覧いただきたいと思っております。政令指定都市の区域(合併の枠組み)決定後直ちに、「行政区画等審議会」の設置、合併協議会での協議結果の報告、①行政区画編成、②区役所の位置、③行政区の名称等の検討、パブリックコメント等による住民意見聴衆、区割り・区役所の位置決定、区役所の位置・名称・所管区域等に関する条例の制定、区役所の新設・増設等の作業、政令指定都市移行、区及び区役所の設置。というスケジュールになります。次のページ154ページでございますが、3. 区役所位置を検討するにあたっての留意点について、①既存施設の活用、②用地確保の可能性、③交通の利便性、④区内位置、⑤市民の日常生活における利便性でございます。155ページ、4. 植木町役場庁舎について(1)植木町役場庁舎の概要でございます。(2)移行に際しての区役所新設の事例ということで、さいたま市・静岡市・浜松市の区役所等と比較をしているところでございます。(3)区役所としての植木町役場の検討でございます。

①既存施設の活用につきましては「植木町役場庁舎をそのまま区役所に転用することが可能であり、規模により市役所本庁舎につぐ候補施設である。」としております。②用地確保の可能性、③交通の利便性、④区内位置、これにつきましては現在検討を行っておりますので、区内位置についての評価は出来ておりません。⑤市民の日常生活における利便性、最後の行でございますが、「植木町役場周辺には、公共施設、総合病院、金融機関、商業施設が集積しており、住民生活における拠点性が確保されている。」としております。(4) 検討結果でございますが、「区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス(諸届けの受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス)業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として植木町役場庁舎とする。行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議する」こととしております。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第27号につきましてご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

先ほどの高田委員さんのほうからの要望につきましてはこの項目の中で受け止めさせていただきたいという風に思います。

はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

区役所の件につきましてですけれども、検討結果としては、本協議会としては、植木町役場庁舎ということになっております。ただし、区割りについては行政区画等審議会設置後という形になっております。研究会の段階ではその設置いわゆる区割りににつきましては人口が3万とか5万、10万・・・、いずれにしても優位性があるというような形の記述になっておりました。そういった意味からすると若干後退したのかなというイメージもございますけれども、これについて見解をいただきたいなという風に思います。

幸山会長

はい、それでは只今のお尋ねについて事務局からお願い致します。

事務局

別に全く後退はしておりませんで、断言をしているという意味で、進んでいると思います。「区役所とする。」と書いております。前は優位性があると書いていたのが、「植木町役場庁舎とする」と書いております。それから区割りですが、これは当然です。合併がどうなるか

とか色々なことが入っております、この協議会の中で議論できるという話ではございません。従いまして、行政区画等審議会の中で議論をするという書き方をさせていただいております。以上でございます。

幸山会長

はい、ようございますか。

小佐井委員

はい。

幸山会長

他にございますでしょうか。他ありませんでしょうか。それでは、次に移ってもよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次に移らせていただきます。

続きまして、協議第11号「合併市町村基本計画について」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

それでは「新市基本計画（素案）植木地域」というのをご覧いただきたいと思います。まず、開けていただきますと新市基本計画目次について、第1章から次のページの12章まで掲載しております。中身についてはこの中で説明をさせていただきたいと思います。1ページ、第1章序論でございます。1両市町を取り巻く現状と合併の必要性（1）地方分権の進展への対応でございます。（2）少子高齢社会への対応。植木町においては国勢調査で平成17年では少し減少に転じている状況でございます。一方熊本市においては横ばいでございますけれども、さらに少子高齢化が進むものと予想されているところでございます。その次のページ、2ページでございますが、（3）日常生活圏への拡大への対応、これでは植木町の熊本市への通勤通学率は22.3%、商品を購入する割合も32.3%ということございまして、両市町の日常生活における結びつきは強く既に生活圏としての一体性が確立されていると書いております。（4）行政ニーズの多様化・高度化への対応、（5）厳しい財政状況への対応でございます。中ほどでございますが、植木町におきましては財政の柔軟性を示す経常収支比率は平成19年度決算において99%、20年度においては地方交付税等の増により若干よくなるということでございますが、公債費に関する財政負担の程度を示す実質

公債比費率も年々上昇傾向にあり、決して楽観できないという状況でございます。よって、次の3ページでございますけれども、市町村合併による効率的な行政運営の確立と行財政基盤の強化を図ることは両市町の将来の発展に大きく寄与するとまとめております。(6) 新しい熊本都市圏づくりへ政令指定都市の実現でございます。次のページ、4ページでございます。2計画の策定方針でございます。(1) 策定の趣旨、植木町と熊本市の均衡ある発展を図ることを目的としております。(2) 基本方針、総合計画や既存計画との整合性を図りながら政令指定都市実現後の将来を展望し新市が進むべき方向性を示す計画としております。それから次の(3) 計画の構成でございますけれども、「まちづくりの基本方針」それから取り組むべき事項をまとめた「基本計画の推進に向けて」また、「公共的施設の適正配置・整備」及び「財政計画」を中心に構成をしているところでございます。(4) 対象地域は植木町でございます。(5) 計画期間、10年としております。5ページ、第2章新市の概要、1 熊本市・植木町の概況、下記のとおりでございます。6ページ、2 歴史でございます。7ページ、3 位置・地勢でございます。次のページ、8ページ第3章主要指標の見通しでございます。1 人口、2 一世帯あたりの人員・世帯数でございます。これにつきましては人口は減少しますが、世帯数は多くなる。核家族化がいつそう進行していくと想定されております。9ページ、第4章新市の特性と新しいまちづくり。1 新市の特性でございます。(1) 暮らしやすく住みやすいまち(2) 九州中央の交流拠点都市。10ページ、2 まちづくりの方向、(1) 人口減少、人口構造変化と暮らしやすいまちづくり、(2) 分権社会の進展と自主自立のまちづくり。11ページ、(3) 九州新幹線開業と九州中央の交流拠点都市づくり、ということでもまとめております。12ページをお開きいただきたいと思っております、第5章まちづくりの基本方針でございます。熊本市が目指す町の姿『湧々都市くまもと』～九州の真ん中！人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～と定めております。植木町においては『人に活力、まちに魅力、未来へ発展するうえき』と設定されているところです。1 まちづくりの基本理念でございますが、「住民一人ひとりの主体的な参画と協働のもと、人権が尊重され活力と魅力あふれた誇りが持てるまちを築き上げ、次の世代へと引継いでいきます。」とまとめております。2 めざすまちの姿「近代日本の夜明け、日本一のすいか、癒しの温泉…、歴史とロマンにあふれ、さまざまな魅力で人々をいざない 未来へ発展する新市の北の拠点」と位置づけております。13ページ、3 まちづくりの重点的取り組み、でございます。(1) 健康でいきいきと安心して暮らせる癒しのまちづくり、主な取り組みのところをご覧くださいと思いますが、①保健・医療の拠点施設の機能充実、でございます。「健康福祉センターかがやき館」と「植木病院」の連携強化、②地域福祉の充実、ふれあいいきいきサロン等の充実でございます。③子育て環境の充実、④自然環境の保全、⑤スポーツ施設の計画的な整備。ここでは旧国立蚕糸試験場後地などを活用したスポーツ拠点施設の計画的な設備を進めますとしております。⑥コミュニティバスの運行検討、⑦教育環境の充実、ここにつきましては、小中学校の校舎・体育館・運動場の計画的な改修。14ページでございますが、ALT(英語指導助手)を活用した小学校英語教育を新市のモデルとして本地域で取

り組む。それから、ブックスタート事業を始めとして子どものころからの読書を身近なものとするような取り組みをする。⑧地域コミュニティセンターを核とした地域コミュニティづくり。(2) 新市の北の拠点にふさわしい交流のまちづくり、主な取り組みでございます。

①広域道路ネットワークの整備、でございます。植木インターチェンジを活かした広域道路ネットワークの整備と北熊本サービスエリアのスマートインターチェンジの設置、植木インターチェンジへのアクセス強化、国道3号植木バイパスの早期完成とアクセス強化、植木地域中心部へのアクセス強化をまとめているところです。

②企業立地の推進、でございます。地区計画制度などを活用した工業流通系企業の誘導や工業用地造成の検討、熊本市企業立地促進条例に基づく助成制度の活用などをまとめております。15ページ(3)人々が集いにぎわう、活気あふれるまちづくり、主な取り組み、①中心市街地の活性化、植木中心市街地活性化の為の各種施策事業を進めますとまとめております。

②現植木町役場とJR植木駅との連携強化と交通アクセスの充実。現植木町役場周辺におけるバスベイ、JR植木駅周辺における駐輪場、パークアンドライド施設、公共交通機関の乗り入れ施設(ロータリー)、現植木町役場からJR植木駅を結ぶコミュニティバスの運行など、より有効な事業手法を検討しながら公共交通機関の利便性の向上にむけた取り組みを進めるとまとめております。次のページ、16ページでございます。

(4) 歴史とロマン、すいかや温泉など、植木ならではの魅力あふれるまちづくり、主な取り組み、①「植木すいか」など地域ブランドの確立と情報の発信、植木すいかをはじめ特産品のブランド化による販路拡大に取り組むとしております。また次に「農産物の駅」の整備を図るとしてしております。

②新たな観光ルートのPRや観光資源の魅力向上などによる観光振興、熊本城・田原坂・植木温泉などを中心とした観光ルートを積極的にPRするとしております。次でございますが、田原坂の国指定史跡化・資料館の改修・植木温泉内の観光案内所(足湯の併設)の整備など観光や農業の連携など観光地の魅力向上を図るとしてしております。最後でございますが、国道3号から植木温泉へのアクセス道路の整備を図るとしてしております。17ページ、第6章新市の施策でございます。

1一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現、(1)人権尊重の社会づくりの推進、(2)男女協働参画の推進、2ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現ということで、(1)自主自立の地域づくりの推進、(2)住民生活の安全・安心の推進。次のページ18ページでございます。

(3)危機管理防災及び消防・救急救助の体制強化、(4)文化の振興と国際交流の推進。ここでは、今植木で進められております米国ローム市、ニュージーランド・サウスタラナキ地方などと引き続き交流を行っていくとしております。

(5)住民記録・土地情報の適正な管理と提供。19ページ、3生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実、(1)生涯を通じた健康づくりの推進、(2)安全・安心のための保健衛生と医療の推進、(3)高齢者や障がいのある人などへの生活支援、(4)社会保障制度の適正な運営。20ページ、4子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進、(1)子どもたちの健やかな成長支援、(2)子育てしやすい環境づくりの推進。21ページ、5豊かな人間性と未来

を切り拓く力をはぐくむ教育の振興、(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の推進、(2) 生涯を通じた学習・スポーツの振興、(3) 歴史的文化遺産の継承と活用でございます。

22ページ、6水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築、(1) 環境保全活動の推進と良好な環境の保全、(2) 豊かな水と緑に囲まれた良好な環境の形成、(3) 資源循環型社会の構築。23ページ、7地域の活力をつくりだす産業・経済の振興でございます。(1) 商工業の振興、(2) 観光の振興、(3) 農林業の振興でございます、ここではすいかを核とした施設園芸、養豚を核とした畜産などを中心に生産基盤の整備や担い手育成・営農集団や受託組織など生産組織の強化に努めますとまとめております。

24ページ、8安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実。(1) 計画的な都市づくり、(2) 利便性の高い公共交通体系の確立、(3) 良好な道路の整備・保全、(4) 総合的な治水対策の推進。ここでは合志川・宮原川・豊田川など河川の整備促進に取り組むことをまとめております。(5) 安全で良好な建築物の整備・推進。25ページ、(6) 良質な水道水の安定供給。水道施設の整備を進め普及率を高めるとしています。(7) 着実な汚水処理施設の整備、植木町の公共下水道基本計画に基づき整備を進めると共に農業集落排水の接続や合併浄化槽の設置を促進するとしております。

26ページ、第7章基本計画の推進に向けて、1協働と自主自立によるまちづくり、(1) 自主自立の地域づくりの推進、(2) 住民公益活動の支援。2信頼される市政運営、(1) 開かれた市政の推進、(2) 住民の視点に立ったサービスの提供、(3) 法令順守の徹底。27ページ、3効率的で質の高い行政運営、(1) 行財政運営の効率化、(2) 行政評価制度の充実、(3) 協働と自主自立のまちづくりを進めるための職員の資質向上。4市域を越えた広域的連携、(1) 熊本都市圏市町村との連携強化、(2) 九州各都市や東アジアとの連携強化でございます。

28ページ、5合併後の円滑なまちづくりの推進、(1) 合併特例区の設置、(2) 住民交流の推進、(3) 政令指定都市への迅速な移行でございます。29ページ、第8章新市の主要事業一覧表でございます。まず、30ページの下

の枠組みを見ていただきますと、◎で植木地域における新規事業でございます。それから●は市制度に統一されることによって植木地域で新規・拡充される事業でございます。○が植木

地域において既に行われている事業でございます。29ページに戻りまして、1. 一人ひとり

の人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現。男女共同参画推進啓発事業、人権教育啓発推進事業。2. とともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現、町内自治会活動支援事業、まちづくり活動支援事業、地域魅力アップ推進事業。3. 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実、熊本市優待証

(さくらカード) 交付事業、生きがい活動推進事業、植木病院事業、各種健康診査事業、ふれあいいきいきサロン事業。4. 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進。地域子育て支援センター、ひとり親家庭等医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業、病児・病後児保育事業。5. 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興。スポーツ拠点施設整備事業、学校施設改修事業、少人数学級事業、育英奨学金(育英事業)、小学校英語活動推進事業、田原坂健康マラソン事業、図書館運営事業、ブックスタ

ート事業。次、30ページでございます。6. 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築。雨水貯留施設整備事業、太陽熱温水器設置補助事業、漱石の森づくり事業、資源ごみ分別収集運営費助成事業、ごみ収集施設整備に関する補助事業。7. 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興。農産物の駅（仮称）建設事業、基盤整備事業（南尾迫地区）、農道整備事業（植木東部地区）、企業誘致（基盤整備事業）、田原坂資料館改築事業、観光案内所建設事業、企業立地促進事業、地域ブランドづくり、はってん祭事業、中心市街地の活性化、田原坂ウォークラリー事業、「田原坂」の国指定史跡化（フィールドミュージアム）、すいか祭りなどの交流型農業イベント開催、植木温泉納涼花火大会助成事業、中小企業振興助成事業。次に、8. 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実。植木中央土地区画整理事業、基幹的道路網の整備、公共交通体系の整備、上水道事業、公共下水道事業、街なか居住・街並み形成推進事業、優良建築物等整備事業、コミュニティバス事業、以上でございます。次に31ページ、第9章本地域における土地利用でございます。1ゾーンごとの土地利用方針。32ページを開けていただきたいと思っております。2拠点地域の基本方針、3連携軸の形成方針でございます。これらをまとめましたのが33ページの図をみていただきたいと思っておりますが、ご覧いただきますと、ブルーが高速道路でございます。そして、緑が3号線それからピンク色が国道208号と大津植木線でございます。そういう中で土地利用をこのようにまとめているところでございます。次34ページ、第10章新市における県事業の推進（1）道路の整備（2）防災施設の整備（3）農業生産基盤の整備等（4）新市の円滑な運営確保のための支援。35ページ、第11章公共的施設の適正配置・整備でございます。次に36ページをお開きいただきたいと思っております、第12章財政計画。1目的2設定条件3新市財政計画の概要でございます。3について表をご覧いただきたいと思っておりますが、21年から30年度までの10年間の計画としております。歳入につきましては市税・地方交付税の2兆3302億円、歳出につきましては義務的経費・投資的経費など2兆3302億円でございます。右の表をご覧いただきたいと思っておりますが、植木地域における投資的経費の内訳でございます。上から見ていただきますと、植木中央土地区画整備事業など、新市となって行います事業が小計で138億円、その他植木で続けられております事業が57億円、計195億円でございます。尚、本財政計画は平成21年度の当初予算を基準としたものであり、今後状況の変化等により若干の変動も想定されるところでございます。次のページ38・39ページでございますが、財政計画を10年間示しているところでございます。収支の均衡がとれているという状況でございます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第11号「新市基本計画」につきまして何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

はい、それでは古田委員さんどうぞ。

古田委員

事務方で打ち合わせてこういう素案が出来たわけですか。

幸山会長

これまでの協議項目をふまえ、そして事務方で協議をしてということで。事務局からどうぞ。

事務局

基本的にはどういうことをするのかということは植木町のほうでまずお考えいただきまして、そしてうちの事務方とどういう手法があるとかどういう事業方法があるということを細かくつめていったという結果でございます。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。

古田委員

説明だけ聞いて、次回質問いたします。

幸山会長

はい、分かりました。

はい、他にご意見・ご質問ございますか。はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

財政関係で1点お尋ねしたいと思います。政令市になりますと、ご承知のとおり法定事務・任意事務引き継いでまいりますけども、この話し合いの進捗状況だけ伺いたいと思います。

幸山会長

はい、事務局からどうぞ。

事務局

あの、小佐井委員から最初のころにそういうふうな要望がありまして当然県のほうもそれを受け止めていただいております、中々作業的には今出すというのは難しかったのですが、やはりこの場に出ささせていただこうということで現在つめておりまして、次回にはお出し出来るのではないかなと思っております。

幸山会長

ようございますか。

小佐井委員

はい。

幸山会長

他にご意見・ご質問ありませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは、他にご意見等なければ協議につきましてはこれで終わらせていただきます。尚、事務局のほうにもお願いですが、今回提案がかなり多くもありました。新市基本計画という大変のボリューム、また合併に一番肝心なものも提案して、中々質疑の時間という意味では不足をしていたのかもしれない。ですから、どうぞ委員の皆様方も遠慮なく事務局のほうにご疑問の点あれば問い合わせをしていただきたいと思いますし、また事務局のほうも出来るだけ早くお尋ねにつきましては回答をするようにお願いしたいというふうに思います、よろしくお願い致します。

それでは、次第5「その他」となっておりますけれども、何かございますでしょうか。

はい、事務局からどうぞ。

事務局

すみません、次回の開催予定についてでございますけれども、21年5月25日10時から、場所は植木町生涯学習センターでお願いをしたいと思っております。

幸山会長

次回開催予定ということではありますが、5月25日10時から、場所はこちらということで…。

事務局

すみません。今日も10時からだったのですが、この時間ということになっておりまして、少し時間のほうは考えさせていただきませんか…。

幸山会長

なるほど、確かに今日は10時から初めてもう1時近くまでなっておりますので…。

事務局

中々、今回盛り沢山でございまして、基本計画もございまして。また後日時間は詳しく報告致しますが、少し早めるということは出来ないかなと思っているところでございます。

幸山会長

その辺につきましては25日ということではご了解いただきたいというふうに思いますが、スタート時間については再度調節した上でまた出来るだけ早くご報告させていただきたいと思っております。よろしくご協力お願い致します。

「その他」で他ございませんでしょうか。

(無言)

幸山会長

それでは、ないようでありますれば以上をもちまして本日の議事につきましては終了とさせていただきます。委員の皆様方のご協力に心から感謝を申し上げます、誠に有り難うございました。

司会者

では、最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります、藤井植木町長が申し上げます。

藤井副会長

本日は早朝から長時間に渡りまして真剣なご協議をいただきまして誠に有り難うございました。予定を致しました27項目のうちの26項目が議場に挙がったということでございまして、今合併の大方の姿が見える状況になったと思っております。植木町に致しましてはこの協議の状況につきまして本日から30日にかけて9地区におきまして住民説明会を行い、また新市基本計画などに対する住民の意見なども伺っていきたく思っているところでございまして、その説明会の成果をふまえて次回7回目の合併協議会には色々な住民の意見をこの場で提案させていただければと思っているところでございます。本日は長時間に渡りましてご審議有り難うございました。

司会者

以上をもちまして、第6回熊本市・植木町合併協議会を終了致します。

大変お疲れ様でした。

終了 12時50分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 5月 25日

署名委員 上村 恵一

署名委員 古田 均